



Peter Burns, *The Leiden Legacy: Concepts of Law in Indonesia*. Leiden: KITLV Press, 2004, 307p.

本書は著者 Peter Burns が1995年、James Cook University of North Queenslandに提出した博士學位論文を加筆修正したものである。初版は1999年、インドネシアの出版社 Pradnya Paramita から上梓されており、今回、若干の修正が施され KITLV Press から出版された。

インドネシアには、言語、宗教の異なる多数の民族が存在し、それらの民族は共同体ごとにアダット (adat) を有してきた。アダットとは、アラビア語のアーダを起源とする言葉で、広義では「主に口承による慣習・伝統の体系」を意味する。19世紀以降、オランダが植民地支配を強めていく中で、ファン・フォレンホーフェン (Van Vollenhoven) を中心とするオランダ・ライデン (Leiden) 大学の学者たちは、言語圏の差異を元に植民地を19の地域に区分し慣習法圏を設け、先住民のアダットを慣習法 (アダット法 / hukum adat / adatrecht) として体系化し、彼らに適用したのである。こうしてインドネシア各地のアダットに関するデータが収集・体系化され、ライデン学派 (オランダ慣習法学派) が形成されていった。

本書は、このライデン学派の成立過程を、その主導者であるフォレンホーフェンの思想・業績を中心に振り返り、かつ、それに対して批判的考察を加え、慣習法の実体性に疑問を投げかけていく。さらに、20世紀に成立した慣習法の「神話」が、独立後、インドネシア政府の法政策に対していかに影響を与え続けているかを示すものである。

全体の構成は、大きく二つに分かれる。第1章から第7章までの前半部では、フォレンホーフェンを中心とするライデン学派の理論が、植民地政府の承認を得るまでの過程が述べられる。すなわち、先住民に対し、彼ら自身の慣習法を適用すべきであると主張するライデン学派と、先住民・ヨーロッパ人に対して、一様に植民地法を適用すべ

きであると主張するユトレヒト学派との思想上の対立関係が、単なる学問上の論争を越えて、植民地政府をも巻き込んだ政治問題にまで発展し、やがて「ライデン学派の勝利」に終わるまでを、フォレンホーフェンの著書・業績の引用を交えつつ、展開していく。

第8章以下の後半部では、ライデン学派の教義が脱構築されていく。その思想的背景には、ドイツロマン主義、特にサヴィニー (Friedrich Carl von Savigny) の法理論があったことが指摘される。サヴィニーによれば、あらゆる法は慣習法と呼ばれる仕方でも生成されるという。つまり、法はまず習俗と民族の信念によって、次いで法学によって発生するもので、民族の歴史的発展の所産であり、したがって、法は立法者の恣意に左右されるものではない。¹⁾このようにサヴィニーは、法の形成主体としての民族を重視し、民族の具現としての法の発展を歴史的に認識し、説明しようとした。すなわち、「民族精神 (Volksgeist)」を基礎とした法形成論こそ、サヴィニーの追求したものであった。このロマン主義的対象をフォレンホーフェンはオランダ領東インドに求めたのである。こうしてサヴィニーの思想は、時を越え、インドネシアの独立後も「神話」として、様々な影響を与え続けているという。以上が後半部の主な展開である。

それでは、各章を簡単に振り返ってみる。

第1章では、植民地政府が東インドにおける法の統一を実現するための機関として設置したハーグ委員会に対するフォレンホーフェンの批判を中心に、慣習法学を確立させていく彼の学問的戦いの歴史が紹介される。続く第2章ではオランダの植民地行政史と、フォレンホーフェンの批判の対象となった諸政策が示される。第3章は、先住民の土地権問題に関して繰り広げられた、フォレンホーフェンと、国有地化を推進する行政官 Nolst Trenité との論争を中心に展開される。

1) Savigny, Friedrich Carl von, *Vom Beruf unserer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft*, 1814 Heidelberg, in: Thibaut und Savigny. *Ihre programatischen Schriften*. Mit einer Einführung von Hans Hattenhauer, München 1973.

第4章では、アダット法に対する repugnancy (法の抵触時における本国法の優越)の問題、Ter Haar による司法権の独立プログラム等が紹介される。第5章ではコモンローにおける刑罰・婚姻・家族という制度が、慣習法においてはどのような社会現象として捉えられているかについての考察が行われる。さらに、第6章では、ライデン学派の教義に影響を与えたインドネシア人法学者 Hazairin による南スマトラ、Rejang における慣習法の分析が述べられ、第7章では、植民地における錯綜した裁判システム、法の属人的適用の実態が紹介される。

第8章では、ライデン学派の勝利後、1930年代に登場した新たな批判の紹介がなされる。刑法上の概念に関する分析や、Ter Haar のようなライデン学派内部から発生した批判の紹介が行われる。第9章では、「インドネシアの慣習法とは本質的にヨーロッパの想像力の行使である」という著者の主張を正当化するものとして、Sutan Takdir Alisjahbana, Sonius 等の議論が引用され、フォレンホーフエンの思想にはドイツ歴史法学 (Historische Rechtsschule) の影響があったことが示される。

第10章は9章と並んで本書の中心部をなす。まず、中世以降のヨーロッパ法思想史が展開され、次いで、フォレンホーフエーン・ライデン学派の理論に重大な思想的影響を与えた歴史法学、とりわけサヴィニーの思想が詳述される。さらに、ライデン学派の理論に影響を与えたもう一つの法思想、ヘーゲル (Hegel) の理論の記述がなされる。これらドイツの法思想は、当時、ヨーロッパに留学していたインドネシア人学生の間にも普及し、インドネシア国民意識の形成にも寄与していくことになる。この「神話」は、スポモ (Supomo) に受け継がれ、やがて独立後のスカルノ (Sukarno) の政治思想にも影響を与えていくことが示される。

最終章では、著者による新たなアダット分析が行われる。著者は、アダットの現代的な機能として、スマトラ住民による戦略的な利用のされ方を提示する。その際、国際裁判において原告が自らに有利な判決が下される見込みのある国を選んで提訴するという訴訟戦術、「forum shopping (法廷

地漁り)」という国際法上の概念を用いた分析がなされる (これは今後のアダット研究の上でも、非常に興味深い考えであると思われる)。最後に、フォレンホーフエンの人物描写が行われて結びとなる。以上が、本書の概要である。

結局のところ、筆者によれば、フォレンホーフエーンが確立した慣習法は、彼自身がドイツ歴史法学というフィルターを通して植民地に再構築したものであるという。また、西洋のアンチテーゼとしての東洋といった二項対立は虚妄に過ぎず、インドネシアにおける慣習法も西洋近代による産物であるとする。このような著者の主張は、E・サイドのオリエンタリズム論を連想させる。オリエンタリズム論に倣えば、慣習法のようなアジアの伝統概念は、分析に先んじて客観的に存在するものではなく、西洋の知を通してはじめて明確な意味づけをなされるにすぎない。こうした観点からすると、本書は、全体を通して、アジアが欧米とは異質な前近代的・伝統的原理に支配されているという認識体制に対する批判を行っているともできよう。例えば、第10章後半では、Gotong royong, Musyawarah, mupakat 等の価値観が、インドネシア固有のものではないことが示される。そして、そのような信念の背後にあるもの、それは主にスポモによって伝えられた「神話」、すなわちライデン学派の教えであり、ドイツロマン主義思想であると著者は指摘する。

本書を法思想史、比較法的見地からみた場合も、示唆に富む指摘が数々なされていた。まず、インドネシアの法思想・国家思想におけるドイツロマン主義、とりわけ歴史法学の影響を明らかにしたという点を挙げなければならない。単にフォレンホーフエーンに留まらず、その思想的先達のサヴィニーにまで視野を広げ、東南アジアにおけるサヴィニーの影響を明らかにした意義は大きい。東南アジア研究においては、ドイツ歴史法学・サヴィニーの研究はほとんど行われてこなかったのが実情であり、本書はその先鞭をつけたという点で評価できよう。

また、インドネシア・ナショナリズムの成立において、若きナショナリストの「国民意識」の形成に、いかに歴史法学の理論が関わったかを指摘

している点も看過できない(その他、スカルノの政治思想にサヴィニーの影響があったことも示されていた)。この辺り、今後のナショナリズム研究にも大きな意義があるのではないだろうか。

さらに、ドイツにおける法典編纂論争の歴史と植民地におけるそれとを、フォレンホーフエンはパラレルに見ていたのではないかという興味深い指摘もなされていた。こうして見ると、本書は東南アジアに関心がある人だけでなく、広く法学関係者にも有用であると思われる。本書の系譜とは逆のベクトルで思想の連関を辿ってみると、新たなサヴィニー像、歴史法学像を見出す手掛かりともなり得るのではなかろうか。

ただし、フォレンホーフエンと歴史法学・サヴィニーの関係については、著者の記述は不十分な点もあり、いくつかの疑問が残る。例えば、まず、フォレンホーフエンはサヴィニーの学問観をどの程度意識していたかという点である。サヴィニーは、旧来の「法律学」を「法学」にまで高め、法学一般を「学」として確立すること、すなわち、

Jurisprudenz から Rechtswissenschaft へという「法学の革新」を目指していたが、ユトレヒト学派との学問論争を通じて、フォレンホーフエンにはどの程度、そのような認識があったのだろうか。

次に、本書にはわずかな記述があるだけだが(236頁)、J. グリム等、歴史法学におけるゲルマニストの思想がフォレンホーフエンに与えた影響はいかかなものだったろうか。というのも、サヴィニーにとって重要だったのは古典ローマ法であり、慣習法やゲルマン古来の法は学問的に劣ったものにすぎなかったのである。こうしたサヴィニーの限界を察し、歴史法学は、ドイツ本来の慣習を重視するゲルマニストを生み出していくことになるわけだが、フォレンホーフエンの思想には明らかにこうしたゲルマニストの影響があったと思われる。この辺りも、フォレンホーフエンと歴史法学との思想的連関を考える上で、今後の研究課題となるであろう。

新地真之(京都大学大学院法学研究科)